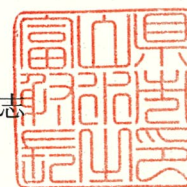


射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査
業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

射水市では、「射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）の策定に当たり、必要な調査・分析等を行う業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る公募型プロポーザルの参加者を募集します。参加を希望される方は、次の要領により手続を行ってください。

令和元年11月15日

射水市長 夏野 元志



1 委託業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務の名称 | 射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査業務 |
| (2) 業務内容 | 仕様書による |
| (3) 委託限度額 | 2,600,000円（消費税額及び地方消費税額含む。） |
| (4) 委託期間 | 契約締結日から令和2年3月31日（火）までとする |

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申込日現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有する企業又は団体であること。
- (2) 射水市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 本業務の実施体制整備に当たり、平成26年度以降、各都道府県や各市といった地方公共団体において、健康関連分野（福祉関連を含む）の計画を策定する業務又は業務分析の受託実績を有すること、若しくは上記業務の経験を有する者が常勤しており、配置が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破算手続の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 公募開始の日から契約締結までの間において指名停止の措置を射水市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (8) 打ち合わせ等が必要なときに迅速に対応ができる者。

3 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

（プレゼン・ヒアリング以降の日程は目安であり、変更する可能性がある。）

内 容	期 間 等
公募の開始	令和元年11月15日（金）
質問の受付	令和元年11月15日（金）から令和元年11月20日（水）正午まで ※提出は電子メールによるものとする。送信後、介護保険課まで確認の電話をすること。 ※質問の回答は、11月22日（金）にホームページで行う。質問に対する回答は、仕様書等の追加又は修正とみなす。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあるので留意すること。
参加申し込み	令和元年11月22日（金）から令和元年11月27日（水）午後5時まで ※提出は電子メールによるものとする。送信後、介護保険課まで確認の電話をすること。 ※参加申込書提出者には、プレゼンテーション開催の詳細を送付する。
企画提案書等の提出	令和元年11月28日（木）から令和元年12月6日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）
プレゼン・ヒアリング	令和元年12月13日（金）
決定・通知	令和元年12月中旬頃に電子メールで通知する。
契約締結	令和元年12月中旬頃に契約締結予定。

4 参加申込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「参加申込書（様式1）」を提出すること。（11月22日（金）から11月27日（水）まで）

- (1) 本業務委託に関する書類の提出及び問い合わせ先

射水市福祉保健部介護保険課

所在地：〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

電 話：0766-51-6627

FAX：0766-51-6666

メール：kaigo@city.imizu.lg.jp

- (2) 関係書類の交付
当市のホームページからダウンロードにより交付する。
- (3) 提出方法
必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。メール送信後、介護保険課に送信確認の電話をすること。
※プレゼンテーションの詳細については、参加申込提出者に別途送付する。
- (4) 質疑がある場合は、(1) で定めた問い合わせ先にメールで連絡することとし、質問メールのタイトルを「プロポーザル質問」とする。
- (5) 説明会の開催
本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

5 企画提案書等の提出

参加を希望する者は、選考に必要な書類を持参又は郵送により提出すること。

(郵送により提出する場合は、封筒の表に「企画提案書」と朱書きすること。)

(1) 提出書類

提出書類は次の表のとおり。左綴りとし、用紙サイズはA4判を基準とする。A3判を含む場合は、折り込み等を行いA4サイズに統一すること。

なお、②～⑤の書類については、作成した事業者名が特定できる内容は記述しないこと。

	提出書類	部数	注意事項
①	届出書	1部	指定様式による(様式2) ※代表者印を押印すること。
②	業務経歴書	10部	指定様式による(様式3、任意様式でも可)
③	実施体制調書	10部	指定様式による(様式4)
④	企画提案書	10部	業務内容全般に関する企画、提案(任意様式)
⑤	業務工程表	10部	業務実施にあたっての工程(任意様式)
⑥	見積書	1部	任意様式(積算内訳も提出) ※消費税及び地方消費税を含めること(10%) ※業務概要の項目毎に記載すること ※見積書

6 企画提案書の作成及び留意事項

(1) 企画提案書の規格

A4版縦(A3判の折込みも可)とし、書式については特に定めのないものとする。ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

(2) 企画提案書の構成

ア 業務実施方針について

- ・本業務の実施方針について記載すること。
- ・本業務に関する情報提供について記載すること。

イ 現況実態把握について

・本市日常生活圏域に関する実態や高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の実状等について記載すること。

ウ ニーズ把握（アンケート調査）について

・アンケート調査の手法やポイント等について具体的に記載すること。

エ 計画策定について

・現計画の評価方法や計画策定のための手法等を具体的に記載すること。

オ スケジュールについて

・業務項目ごとのスケジュールを記載すること。

カ その他提案

・別紙委託業務仕様書以外で、本市に有益と思われる提案があれば記載すること。

キ 実施体制について

・本業務を円滑に進めるため、業務実施体制について記載すること。

ク 安全管理措置について

・個人情報や当市所有の各種データを取り扱うため、社内の体制（プライバシーマークの取得、情報セキュリティ基本方針）について記載すること。

7 選考方法

参加資格要件を確認の上、市で構成する検討委員会において企画提案等の審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行う。

プレゼンテーションの詳細については、参加申込書提出者に別途送付する。

(1) 評価基準

評価は、検討委員会が次に定める評価基準に基づいて審査し、評価結果の合計点が最も高かった者を最優秀提案者とし、次に得点の高かった者を次点者とする。市は、検討委員会の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を選定する。

評価項目	配点
計画策定業務等に関する実績	5
実施体制	5
業務工程	5
現状の把握と課題分析	15
計画の基本的方向と具体的施策の検討	15
提案内容	5
計	50

8 結果の通知及び公表

市は、選考結果を提案者全員に通知する。審査内容の詳細については非公表とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

9 契約の締結

市は、審査により選定された優先交渉権者と契約交渉を行い、委託限度額の範囲内において契約を締結する。契約内容については企画提案書の内容を基本とし、本市と協議のうえ確定するものとする。

また、優先交渉権者と契約協議が整わないときに限り、次点者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。ただし、いずれの場合においても地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当するときは契約しない。

10 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。